

検討経緯・検討体制

- 新しい富士山ハザードマップにより、富士山噴火時に山梨県の現地対策拠点と想定されている「富士吉田合同庁舎」が、早期に被災する可能性があることが判明した。
 - これまで、富士山噴火に対する現地対策拠点の機能や規模等について、詳細な検討がされてこなかった。
- ➡「富士山噴火災害に対する現地対策拠点の在り方等検討会議」を設置して検討を行った。【座長：政策大学院大学ディレクター 武田文男 氏，計3回開催】

富士山噴火災害に対する現地対策拠点の在り方

(1) 求められる条件等

■ 火山現象に係る情報の収集・発信ができる。

そのため

- ・富士山を直接視認できる。
- ・ヘリポートが近傍にある。
- ・他機関から火山情報が収集できる。
- ・電源や十分な通信環境が確保されている。
- ・多勢のマスコミ対応できるスペースがある。

■ 対応方針の決定・実行ができる。

そのため

- ・関係機関が速やかに参集できる。
- ・活動するスペースがある。
- ・各実動部隊を指揮するための手段が確保されている。

■ その他、配慮する事項

- ・甲府と陸路でアクセスができる。
- ・万が一の場合の退路がある。
- ・火山現象を含め、災害リスクが低い。

(2) 必要な規模

現地対策拠点施設内の主な施設

- ・現地対策拠点に入る関係機関が個別に活動するスペース
- ・関係機関が情報共有できるスペース
- ・予備の部屋 ・共同会見場 など

1, 220㎡のスペースが必要。

噴火の規模によっては、
更に広いスペースが必要。

(3) 必要な設備

非常用電源

十分な容量があり、
途絶しない通信回線

机やプリンター、
椅子などの什器

(5) 設置パターン

【パターン①】現地対策拠点を新しく整備し、平時から防災関係業務を執行

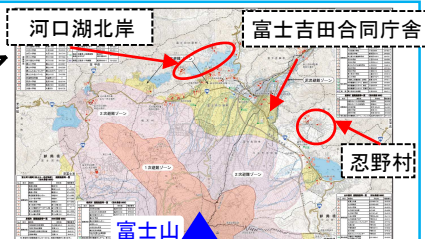
【パターン②】あらかじめ選定した既存施設（1カ所）に必要な改修を行い非常時に使用

【パターン③】資機材をパッケージングして、状況に応じた場所にある既存施設に展開

(4) 設置場所の候補地

■ 現地視察、検討を行ったエリア

- 河口湖北岸
- 忍野村



富士河口湖町内「大石地区周辺」エリアが最も条件が整っているという評価をいただいた。

(6) 現地対策拠点となる施設の平時活用

現地対策拠点となる施設を緊急時に「防災」目的で利用できることは必須事項。

日常と災害時の利用を両立させる

観光施設

地域の賑わいを創出
できる場

富士山火山に関する啓発・防災
教育を行うことができる施設

など

「平時」利用から「防災」利用への移行のタイミングを施設管理者と調整する必要がある。

来年度以降、必要な機能を発揮することができる富士山噴火災害に対する現地対策拠点が確保されるよう、県では、この報告書の内容に基づいて、必要な調査・検討を実施していく予定である。